

国外運転免許証の申請手続き案内

仮運転免許証又は大型特殊・小型特殊・原付免許のみ取得の方、現在の停止処分中の方は申請できません。

○ 国外運転免許証とは

国外運転免許証とは、国際条約（ジュネーブ条約）締結国において通用する運転免許証です。運転できる期間は発行から1年間で、更新制度はありません。ただし、1年以内であっても国内運転免許の有効期限が失効してしまうと国際免許証も効力を失います。渡航中に国内運転免許証が有効期限切れとなる場合は、更新期間より前に更新を行ってください。

○ 国外運転免許証を受けられることができる要件

- ・ 日本の運転免許証（大型特殊、小型特殊、原付免許及び仮免許を除く。）を受けていること。
- ・ 外国に渡航すること。

○ 必要な書類等

- ・ 運転免許証（福井県住所のもの）
- ・ 外国に渡航することを証明する書類（パスポート、船員手帳など）
※ パスポートがない場合はお問い合わせください。
- ・ 写真1枚
縦4.5cm×横3.5cm、申請前6か月以内に撮影し、無帽・無背景・正面で、顔中心のもの。
- ・ 手数料（2,350円）

○ 返納義務

有効期限が過ぎたものは返納義務があります。渡航中を除き、警察署交通課又は免許センターへお持ち下さい。

○ 申請場所

	受付日時	交付
春江センター TEL0776-51-2820	月曜日から金曜日までの 9:30～11:30 14:00～16:00	即日交付
奥越センター TEL0779-66-7700		
丹南センター TEL0778-21-3613		
嶺南センター TEL0770-45-2121		

※1 土曜日、日曜日、休日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）は受付を行いません。

※2 ご不明な点は、平日の8:30～17:15に各運転免許センターにお問い合わせ下さい。